

## 高齢重度障がい者医療費助成制度について

後期高齢者医療保険に加入の重度障がい者で、下記の所得制限内の人に対して、医療費の一部（下記「一部負担金限度額」を超えた金額）を助成しています。

### ◆対象者について◆

- ・身体障害者手帳（1，2級）
  - ・療育手帳（A判定）
  - ・精神障害者保健福祉手帳（1級）
- } のいずれかの所持者で後期高齢者医療の加入者

### ◆資格申請に必要なもの◆

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②認め印
- ③身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ④銀行等の口座番号
- ⑤平成23年1月2日以降に転入された人は本人・配偶者・扶養義務者の平成23年度の課税（所得）証明書（すべての収入、所得、控除額、扶養人数、住民税課税所得割税額がわかるもの）

### ◆所得制限及び一部負担金限度額について◆

所得区分	外来 ※3	入院 ※4
一般 ※1	600円	2,400円
低所得 ※2	400円	1,600円

※1 一般 本人、配偶者、扶養義務者全員の市町村民税所得割税額が23.5万円未満で、下記の「低所得」に該当しない世帯。

※2 低所得 本人、配偶者、扶養義務者全員が市県民税非課税で、かつ年金収入又は年金収入を加えた所得が80万円以下の世帯。（税の申告をしていない人がいる場合は、無収入であっても「低所得」と判定されません。このような場合は、保険年金課へ連絡してください。）

※3 外来 1医療機関（病院や薬局等）ごとに、月2回目までの負担（3回目以降は無料）となります。（総合病院等の歯科は別医療機関とみなします。）

例）所得区分一般に該当する受給者が同一月にA医院とB薬局にそれぞれ3回ずつ行った場合 600円×2回（A医院分）+600円×2回（B薬局分）=2,400円が一部負担金となり、それぞれ3回目は無料になります。

※4 入院 1医療機関での1か月の負担限度額。  
（1割負担で限度額未満の場合は、医療費の1割を負担）  
長期入院対策として、連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は無料。

## ◆受給者証の有効期限について◆

有効期限は原則として、**平成24年6月30日まで**です。

ただし、平成24年6月30日までに精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れる人は、その有効期限までとなります。

有効期限が切れるまでに手帳の更新手続きを市役所1階10番窓口の障害福祉課で行い、更新した手帳をご持参の上、受給者証の更新手続きをお願いします。

## ◆受給者証の裏面の「注意事項」は、必ずお読みください◆

1. 「兵庫県内」の保険医療機関（病院や薬局等）で受診等をされる際には、必ずこの「受給者証」と「健康保険証」を提示して一部負担金をお支払いください。
2. 「兵庫県外」の保険医療機関では、この受給者証は使用できません。（医療費助成については下記の◆県外で受診した場合◆と同様）
3. 精神障害者保健福祉手帳所持者の精神疾患分の治療については、受給者証の取扱はできません。（医療費助成については下記の◆県外で受診した場合◆と同様）
4. はり・灸、アロマ・マッサージについては、受給者証の取扱はできません。（医療費助成については下記の◆県外で受診した場合◆と同様）
5. 医療費の助成の対象は「健康保険適用の診療分のみ」で、保険外の診療等（自費診療分や特定診療費、健康診断料、予防接種、入院時の食事療養費、個室料など）は対象となりません。
6. 自立支援医療等の他の公費（人工透析は除く）を適用して診療を受けた分については、高齢重度障がい者医療費助成制度での医療費の助成の対象となりません。
7. 加入している健康保険が変わった場合、住所や氏名に変更があった場合などは、この受給者証を添えて届け出てください。
8. 他市町村へ転出するなど受給資格がなくなったときは、速やかに、この受給者証を返却してください。

（障害者施設などへ転出される場合、障がい者に対する医療費助成制度の有無については転出先へ確認してください。）

## ◆県外で受診した場合（医療機関等の窓口で受給者証を提示しなかった場合）◆

一旦、「後期高齢者医療被保険者証」の負担割合でお支払いください。高齢重度障がい者医療費受給者証が適用された場合との差額は、概ね4か月後にご指定いただいている金融機関の口座へ振込みいたしますので、**申請いただく必要はありません。**

■平成24年7月1日より、所得制限が本人、扶養義務者、配偶者の市民税所得割税額の合計にて行うように変更となる予定です。

【問い合わせ先】 〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市役所 保険年金課 医療担当  
直通電話 072-740-1108（1階 ⑧番 「赤」のカウンター）